

武蔵野市の宣言、憲章、長期計画等について

I 宣言

- 1 世界連邦宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 交通安全都市宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 公害排除都市宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 福祉都市宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 武蔵野市非核都市宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

II 憲章

- 武蔵野市民緑の憲章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

III 長期計画等

- 1 長期計画、長期計画条例、これまでの基本構想・長期計画における基本となる考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 コミュニティ構想、コミュニティ条例・・・・・・・・・・ 12
- 3 平和の日条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

参考

- 市の条例で前文があるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 長期計画条例（全文）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- コミュニティ条例（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 平和の日条例（全文）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

I 宣言

1 世界連邦宣言について

<根拠>

昭和 35 年 6 月 28 日議決

議員提出による

<宣言に至ったいきさつ・経緯>

第二次大戦後、世界連邦運動の急速な発展（世界各国の科学者、政治家の支持を得たことによる）

昭和 23 年 8 月 6 日、広島被爆 3 周年を期して「世界連邦建設同盟」（現在の「世界連邦運動協会」）が結成

昭和 25 年 10 月 14 日、京都府綾部市において「世界連邦都市宣言」が宣言される

昭和 35 年 5 月 29 日、世界連邦運動協会武蔵野支部発足

6 月、請受第 27 号「世界連邦宣言に関する請願」が提出される

6 月 27 日、請願が採択される

6 月 28 日、世界連邦宣言議決される

<宣言全文>

武蔵野市は、世界の恒久平和と人類永遠の繁栄を保障する世界連邦の建設に同意し、武力国家の対立を解消して、英智と友愛に基づく世界の新しい秩序の実現を希求する。人類最初の原爆被災国として、また戦争放棄を憲法に明記した国として提唱し得る最適の立場にあることを確信しこの宣言を行い、他の宣言都市と相携えて、世論を喚起し、これを国政に反映せしめ速かに国家宣言を行うと共に、進んで現行の国連憲章の改正により世界連邦の実現を期するものである。

右宣言する。

2 交通安全都市宣言について

<根拠>

昭和 37 年 6 月 29 日議決

議員提出による

<宣言に至ったいきさつ・経緯>

昭和 37 年 6 月 29 日、市議会各会派代表者会議において交通安全協会、青少年問題協議会から交通安全都市を宣言してほしい旨の要請があったことを市長から報告を受ける。

市民全員が交通安全の考え方と認識を新たにし、強い関心をもつために、武蔵野市議会として交通安全都市宣言を行いたいとの決定が代表者会議でなされた。

これを受けて、宣言に至った。

<宣言全文>

最近の車輛交通の急激な増加は、市内における交通事情をふくそうせしめ、交通事故が日とともに激増の傾向にあることは誠に憂慮にたえないものがある。

崇高な市民の生命尊重のもとに、これらの交通事故の絶滅を期するため、市民の総意を結集し強力な施策を全市に推進するため、武蔵野市議会はここに「交通安全都市」を宣言する。

3 公害排除都市宣言について

<根拠>

昭和 45 年 7 月 1 日議決

議員提出による

<宣言に至ったいきさつ・経緯>

1950 年代、公害問題顕在化

国において公害対策基本法（昭和 42 年）、大気汚染防止法（昭和 43 年）制定

昭和 45 年 6 月、陳受第 4 号「公害排除都市宣言に関する陳情」が提出される

6 月 30 日、陳情が採択される

7 月 1 日、市議会で公害排除都市宣言が可決される

<宣言全文>

公害は、近代文明の所産とはいえ、健康にして文化的生活を営もうとする人間本来の意欲に対して重大な脅威となっている。

公害は急テンポで日本列島をむしばんでおり、公害発生の諸要因に対する規制・指導の強化をはかり、公害を減らし、生活環境の浄化をはかることは急務である。

武蔵野市は地域住民の健康と福祉を守る責任感に徹し、率先して公害排除に努めるものである。

以上宣言する。

4 福祉都市宣言について

<根拠>

昭和 56 年 7 月 10 日議決

議員提出による

<宣言に至ったいきさつ・経緯>

昭和 20 年代、武蔵野赤十字奉仕団設立

昭和 37 年、社会福祉協議会（昭和 53 年より市民社会福祉協議会）設立

昭和 53 年、ボランティアセンター武蔵野設立

昭和 55 年 12 月、福祉公社発足

など武蔵野市でそれまで行われてきた福祉活動の流れの中で、宣言文中にあるように、昭和 56 年が国連が定めた国際障害者年に当たることを受けて、宣言に至った。

<宣言全文>

人間愛に基づく連帯と活力あふれる福祉のまちづくりは、全市民の強い願いである。

武蔵野市は、市民の英知を生かし、社会福祉の増進を図るため、数々の施策を展開してきた。

われわれは、国際障害者年の初年度に当たり、本年を福祉充実の新たな出発の年とし、憲法で保障する健康で文化的な生活を営むため、幅広い市民参加によつて、だれもが生きる喜びとあすへの希望を持てる福祉都市の建設を決意するものである。

以上、宣言する。

5. 武蔵野市非核都市宣言について

<根拠>

昭和 57 年 3 月 29 日議決

議員提出による

<宣言に至ったいきさつ・経緯>

原水爆禁止世界大会の開催

世界各国における核兵器の製造及び使用禁止運動の高まり

昭和 57 年、愛知県津島市や広島県府中町など地方自治体で非核都市宣言や核兵器反対意見書の決議が続く

といった流れの中で、宣言に至った。

※前年昭和 56 年に武蔵野市は「非核三原則の法制化に関する意見書」「中性子爆弾の全面禁止に関する意見書」を提出した経過あり

<宣言全文>

戦争の惨禍を防止し、恒久平和を実現することは、全人類が切実に念願するところである。

核兵器保有国間で核軍拡競争が激化している今日、とりわけ核戦争を回避し、原水爆の恐れのない世界を確立することは、緊急かつ重大な課題である。

武蔵野市は、平和を希求する世界連邦に関する宣言都市として、人間が人間を滅ぼす危険を防ぎ、人類永遠の平和を樹立するため、非核三原則の完全実施を願い、最大限の努力を傾注するものである。

ここに、われわれは、平和のために貢献する決意を表明するとともに、武蔵野市が非核都市となることを宣言する。

II 憲章

武蔵野市民緑の憲章について

<根拠>

昭和 48 年 4 月 19 日告示第 18 号

<憲章制定に至ったいきさつ・経緯>

昭和 30 年代から 急激な宅地化による緑の減少が進む

昭和 46 年 第一期長期計画において「公害をはじめ都市問題の激化している今日、武蔵野市に緑を計画的に導入していくことは緊急の課題である。」として緑のネットワーク計画を六次事業計画の第 1 位に置いた。

昭和 46 年 9 月 1 日 市民委員会制度による緑化市民委員会の発足

武蔵野市緑化推進本部設置（本部長；市長、副本部長；助役、委員；各部長）

昭和 47 年 12 月 5 日 緑化推進本部における検討の結果、市民緑の憲章の制定を決定、素案作成を緑化市民委員会に依頼

昭和 48 年 1 月 1 日 緑化市民委員会素案全文を市報に掲載し、広く一般市民から意見を求める

昭和 48 年 1 月 30 日 市民からの意見の参酌等、一部文章を改めた緑化市民委員会としての憲章原案を緑化推進本部長（市長）に答申

昭和 48 年 3 月 23 日 緑化推進本部会議において、緑化市民委員会から答申のあった憲章案について討議、原案を一部修正して緑化推進本部案を決定

昭和 48 年 3 月 28 日 市議会全員協議会において市長から「武蔵野市民緑の憲章」を紹介し、市議会もこれを了承

昭和 48 年 4 月 19 日 武蔵野市民緑の憲章を制定する旨の告示を行う

<憲章全文>

武蔵野市は私たち武蔵野市民の自治体である。

私たち武蔵野市民は、この市民による自治という基本理念にたち、「平和な緑と教育」のふるさと武蔵野市をつくっていくために、市民緑の憲章を定める。

緑は、太陽が照りかがやき、豊かな水と土に恵まれたところに、のびのびと生育するものであり、私たち市民の生活環境水準をしめす的確な指標である。

人間と自然との調和のないところに、あかるい市民生活、ことに児童の健康、老人のやすらぎはありえない。

だが、今日緑はうしなわれ、公害とあいまって、私たち市民の生命の危機すらまねくにいたっている。

緑の回復は、武蔵野市民の基本的課題となつている。

私たち武蔵野市民は、ただかつての武蔵野の郷愁にひたることなく、ふるき武蔵野の緑をまもり、今日ある緑をそだて、新しい武蔵野の緑をつくりだしていくことを決意し、ここに市民ならびに市政の目標を明らかにする。

私たち武蔵野市民は

1 すべての緑はみんなの財産として、大切にす。

緑は、個人の庭先のものであれ、公園・街路のものであれ、ひとしく市民すべてが共通に享受するものと考えて大切にす。

2 常に緑をまもり緑をそだて、これを次代に伝える。

緑の生育には長い歳月がかかることを考え、緑の保全とともに増植を積極的におこない、これを次代の市民に継承す。

3 自発的に緑化運動を推進す。

市民の努力と創意をあつめ、多様なかたちで自発的な緑化運動をくりひろげる。

4 市の緑化計画と、その実現に参加す。

市政に緑化の計画的推進をもとめ、計画とその実現に参加す。

武蔵野市は

1 緑化計画を定め、推進体制を確立す。

市民参加のもとに長期・短期の緑化計画を定め、これを実現するための強力かつ総合的な行政体制を確立す。

2 緑のネットワークの充実を積極的にすすめる。

緑のネットワークの充実を計画的に推進し、市民による緑化に先導的役割をはたす。

3 市の施設の緑化を、市民に率先してすすめる。

武蔵野市が所有・管理するすべての施設の緑化を、市民に率先して計画的に推進す。

4 学校・団地・企業などに自発的な緑化をもとめる。

武蔵野市内に学校・集合住宅・商店・工場などを建設管理する者にたいして、この市民緑の憲章にもとづく緑化推進の協力をもとめる。

5 近隣の自治体と協力してひろく緑化をすすめる。

武蔵野市民の自発的な緑化運動を基礎として、近隣自治体等の協力のもとに、広域的展望をもつた緑化政策を推進す。

Ⅲ 長期計画等

1 長期計画の策定方式・長期計画条例（平成 23 年 12 月武蔵野市条例第 28 号）

(1) 長期計画の策定方式

昭和 46 年の第一期基本構想・長期計画の策定時から「市民参加」、「議員参加」、「職員参加」をはじめとする「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式を取り、以降の現在に至るまで、長期計画の策定においては当該方式を継承してきたという歴史がある。

武蔵野市方式について

武蔵野市方式とは、市民参加、議員参加、職員参加による策定をはじめとする、下記のような、長期計画を中心とした計画的市政運営に関するシステムのことをいう。

- 策定作業前に、地域生活環境指標の作成や人口推計等の調査等を実施し公開するとともに、市政アンケートや市民意識調査による市民ニーズの把握
- 市民委員による策定委員会を設置し、計画案を策定
- 策定過程における市民参加、議員参加、職員参加の実施
- 策定過程における市民参加のため討議要綱及び計画案を市報で全戸に配布
- 市長及び市議会議員の任期に合わせた 4 年ごとのローリング方式による実効性の担保
- 長期計画と予算・決算の連動
- 長期計画に掲げた施策・事業を各市民委員会や市民参加により実施
- 長期計画に基づき毎年主要事業を指定し進行管理を実施

(2) 長期計画条例

平成 23 年の地方自治法の改正により、それまで義務付けられていた「自治体は議会の議決を経て基本構想を策定する」という条項が削除された。しかし、本市では、前述のように第一期長期計画から市民参加の要である代表民主制としての議員、議会との議論を積み重ねてきた実績があり、議員、議会と長期計画の関わりの重要性を再確認し、「武蔵野市方式」による策定を制度化した「武蔵野市長期計画条例」を平成 23 年 12 月に制定した。

「武蔵野市長期計画条例」では、長期計画の策定は市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とすること、市が実施する政策は原則として長期計画に基づくこと、また、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならないことなどを定めている。

(3) これまでの基本構想・長期計画における基本となる考え方

- （第一期）長期計画（昭和 46 年度～55 年度）
 - （第一期）長期計画 第 1 次調整計画（昭和 49 年度～53 年度）
 - （第一期）長期計画 第二次調整計画（昭和 52 年度～56 年度）
- 基本目標 平和な緑と教育の都市 新しい市民のふるさとづくり

長期計画の五原則

- 1) 市民自治の原則
- 2) 自治権拡充の原則
- 3) 市民生活優先の原則
- 4) 科学性の原則
- 5) 広域協力の原則

○第二期基本構想・長期計画（昭和 56 年度～67 年度）

○第二期長期計画 第一次調整計画（昭和 60 年度～昭和 65 年度）

○第二期長期計画 第二次調整計画（平成元年～平成 6 年度）

基本目標 平和・自治・文化の武蔵野、新しい市民のふるさとづくり

『新基本構想』の 7 原則

- (1) 市民自治の原則
- (2) 計画的市政運営の原則
- (3) 地域環境保全の原則
- (4) 市民福祉向上の原則
- (5) 市民文化創造の原則
- (6) 広域協力の原則
- (7) 自治権拡充の原則

○第三期 基本構想・長期計画（平成 5 年度から平成 16 年度）

○第三期長期計画 第一次調整計画（平成 9 年度から平成 14 年度）

○第三期長期計画 第二次調整計画（平成 13 年度から平成 18 年度）

前文

21 世紀を先導するまち、武蔵野—平和で、自由で、豊かな地域社会の実現を目指して—

1. まちづくりの目標
 - (1) 地域ふれあいまちづくり
 - (2) 子どもがいきいき育つまちづくり
 - (3) 快適環境まちづくり
 - (4) 広域協力まちづくり
 - (5) 情報交流まちづくり
 - (6) 「市民のふるさと」まちづくり
2. 個性ある圏域づくり

○第四期基本構想・長期計画（平成 17 年度～平成 26 年度）

前文

都市の窓を開こう、新しい家族を育てよう、持続可能な社会をつくろう

1. まちづくりの目標

- (1) 個人を尊重し人々がともに助け合うまち
 - (2) 家族とともに。子どもが輝くまち
 - (3) 環境と共生する循環型のまち
 - (4) 緑あふれる快適なまち
 - (5) 文化が薫る品格のあるまち
 - (6) 市民と地域がつくる活力あるまち
2. 個性を活かした圏域ごとのまちづくり

○第四期長期計画・調整計画(平成 20 年度～平成 24 年度)

調整計画全体に関わる基本的な視点

- ① 武蔵野市も本格的な成熟期に入ったという認識
- ② リスク回避や持続可能性(サステナビリティ)の視点の重要性
- ③ 21 世紀における新たな都市像の創造

○第五期長期計画(平成 24 年度～平成 33 年度)

前文

武蔵野から新しい都市像を開こう

まちづくりの視点

- (1) つながりを広げよう
- (2) 多様性を力にしよう
- (3) 市民の意識を行動に変えよう

まちづくりの目標

- (1) 自治と連携によるまちづくり
- (2) 支え合いをつむぐまちづくり
- (3) 平和で美しいまちづくり
- (4) 環境と共生するまちづくり

本計画の基本的な考え方

1. 市民自治の原則
2. 計画的な市政運営
3. 市民視点の重視
4. 広域連携の推進

○第五期長期計画・調整計画(平成 28 年度～32 年度)

調整計画全体に関わる視点

- (1) 一人ひとりが尊重される社会の構築
- (2) 地域コミュニティ・地域活動の支援と協働
- (3) 魅力ある都市文化の醸成と発信
- (4) 分野・市域の枠を超えた事業の連携

2 コミュニティ構想・コミュニティ条例（平成13年12月武蔵野市条例第33号）

(1) コミュニティ構想

武蔵野市には、住宅団地自治会や一部地域における親睦的な町内会等は設置されているが、全市的な市民組織としての自治会、町内会がないという全国的に見ても珍しい特徴がある。昭和46年の第一期基本構想・長期計画において、新しいコミュニティ政策としてコミュニティ構想が策定された。コミュニティ構想には、コミュニティを市民生活の基礎単位と位置づけ、市民による自主参加・自主企画・自主運営の原則に立った自律的・自発的なコミュニティづくりを目指す、とある。武蔵野市におけるコミュニティ（市民生活の基礎単位）の考え方を示したものである。

- ① 市民自身が長期の自治活動の過程でつくるものである。
- ② 地域の特性、市民交流のチャンスなどによって生まれてくるものであり、開かれた開放的都市空間をなしていく。
- ③ 市域全体の計画的な市政水準上昇の結果として生まれる。等

(2) コミュニティ条例

武蔵野市では前述のコミュニティ構想を基に、コミュニティセンターの建設にあたって土地の選定から設計まで市民が主体となって行い、さらにコミュニティセンターの管理運営も地域住民で組織する公共的団体に委ねるという、全国でも先駆的な市民の自主性を最大限尊重したコミュニティづくりを進めてきた。

しかし、コミュニティセンターの建設が始まってから四半世紀が経過し、少子高齢化、NPO活動の活性化、高度通信技術の発達等コミュニティを取り巻く環境は大きく変化してきた。コミュニティセンターを中心とした地域コミュニティづくりに加えて、地理的にも時間的にも制約されない新しいコミュニティづくりの仕組みの構築が急務となり、また、多様な市民活動を支援するため専門館との連携強化等も課題となってきた。こうした課題に対応するため、施設の設置条例としての性質が主であった「武蔵野市立コミュニティセンター条例」を廃止し、代わりに新たな時代に対応したコミュニティづくりを推進するための条例を制定した。

<前文抜粋>

コミュニティは、地域的区分を基礎単位としたものにとどまらず、多様なネットワークへと変容している。

<基本理念>

コミュニティづくりは、市民が自己の責任において行動し、お互いの立場を尊重しながら自発的に交流することを通して、開かれたネットワークをつくりあげていくことを基本理念として行うものとする。

3 平和の日条例（平成 23 年 9 月武蔵野市条例第 23 号）

武蔵野市では、戦後、世界連邦都市宣言（昭和 35 年）や非核都市宣言（昭和 57 年）を行い、平和への願いを発信するとともに、平成 19 年度からは、非核都市宣言平和事業に取り組んできたが、あらためて、今後の武蔵野市における平和施策の方向性及び武蔵野市平和の日の制定について議論いただくため、平成 22 年 5 月に、学識経験者や公募市民による「武蔵野市平和施策懇談会」を設置した。

平和施策懇談会から、平成 23 年に、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に語り継いでいくとともに、平和への学びの機会や国際相互交流などの事業を市民とともに継続していく必要性や、同時にそのきっかけとなるよう、平和の日を制定することの提言があったことを受け、平和の日条例制定のはこびとなった。

参考

●市の条例で前文があるもの

○ 武蔵野市平和の日条例（平成 23 年 9 月 22 日条例第 23 号）

武蔵野市は、戦禍により犠牲になられた方々を悼み、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、市内に初空襲があった昭和 19 年 11 月 24 日を後世に伝えていくため、ここに武蔵野市平和の日を定め、市民とともに国際相互理解を推進し、恒久平和の実現を目指すことを誓う。

○ 武蔵野市民たすけ合い基金条例（昭和 62 年 3 月 20 日条例第 6 号）

わが国は、いずれの国も歴史上経験したことのない速さで高齢化社会を迎えつつある。永らく社会に貢献した高齢者が尊敬され、経済的に自立し、健康のうちに生活できる地域社会を築くことが私達、社会の構成員の全体の責務である。武蔵野市は、“福祉”を市政運営の原則に掲げ誇り高い市民の手によつて“福祉の街”づくりをすすめてきた。今日ここに市民自治の発露ともいふべき大いなる善意が市に寄せられ、市民たすけ合いの精神にのつとつて新しい高齢者施策が始まろうとしている。

市はこの善意に感謝し、これを記念するとともに武蔵野市民のたすけ合い精神の高揚を促し、福祉の街づくりがさらにすすむことを期待してこの条例を制定する。

○ 武蔵野市コミュニティ条例（平成 13 年 12 月 3 日条例第 33 号）

武蔵野市は、昭和 46 年、全国に先駆けてコミュニティ構想を策定し、市民によるコミュニティづくりを進めてきた。四半世紀を経た今日、核家族化、少子高齢化、情報通信技術の急速な発展、非営利団体の活動の活発化など、社会状況の大きな変化に対応して、コミュニティは、地域的区分を基礎単位としたものにとどまらず、多様なネットワークへと変容している。

21 世紀を迎え、武蔵野市は、コミュニティ構想の理念を継承しつつ、多くの市民が参画する開かれたコミュニティづくりを進めるため、ここに武蔵野市コミュニティ条例を制定する。

○ 武蔵野市高齢者福祉総合条例（平成 12 年 3 月 22 日条例第 21 号）

我が国は、平和の維持、所得の向上、保健・医療・福祉の充実により、人類の長年の夢であった健康長寿の社会を実現しつつある。一方、少子高齢化の進展により、医療・年金・福祉制度、コミュニティ、住宅、交通、雇用などの抜本的な改革が求められている。

新世紀を迎え、私たちは、長年社会の発展に寄与した高齢者が尊敬され、社会の中核となるような活力ある長寿社会を築くことを目標とする。

武蔵野市は、良福祉・中負担の考え方を提起し、バランスのとれた高齢者福祉施策を総合的に展開することを決意し、この条例を制定する。

○ 武蔵野市産業振興条例（平成 28 年 6 月 24 日条例第 32 号）

武蔵野市は、商業及びサービス業を中心に、工業、農業等多様な産業が営まれる中で、生活の利便性の高い住宅都市として発展してきた。また、来街者を増やして地域経済を活性化すること及び市民が自らのまちの魅力を再発見することを目指し、都市観光を推進している。都市がそれぞれの魅力を競う中で、武蔵野市が選ばれ、愛され、かつ、住み続けられる都市として発展していくためには、市内の産業に関わる全ての者が相互に協力し、地域社会と共生する活力ある産業の発展を促し、その発展を将来の世代に継承していかなければならない。

持続可能な社会の構築、市民の就労の機会の拡充、男女共同参画社会の実現及び少子高齢化、情報化、経済のグローバル化等への的確な対応を目指し、ここに本市の産業の振興に関する基本的事項を定め、市民の理解及び協力を得て、より豊かで、安全にかつ安心して暮らせるまちづくりを推進する。

○ 武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例（平成4年12月22日条例第46号）

廃棄物の処理は、地方公共団体の基本的業務であり、本市でもその適正処理に努めているが、近年、廃棄物の排出量の増加や廃棄物の多様化が著しいというえに、最終処分地の確保が困難なことから、その前途は深刻である。さらに21世紀を展望すると、資源の枯渇と廃棄物による地球環境の汚染の拡大が憂慮される。

このような事態を克服するには、物の生産から流通、消費、さらに最終処分に至るまでのあらゆる段階で、廃棄物の発生を抑制するとともに、その再利用、資源化を徹底することが不可欠である。そして、各自の生活様式を見直し、大量生産、大量消費、大量廃棄が常態になっている現在の社会や経済の仕組みを改めなければならない。

一方、都市化の進行に伴い、捨てられた廃棄物が散乱し、まちの美観や清潔さが損なわれつつある。このような状況が続けば、人々の心を荒廃させ、ひいては治安の悪化をも招きかねない。

武蔵野市は、市民と事業者の参加と協力のもとに、廃棄物の発生の抑制と廃棄物の再利用・資源化を一層徹底し、資源循環型都市の実現をめざすとともに、清潔な生活環境を保持するため、この条例を制定する。

○ 武蔵野市環境基本条例（平成11年3月19日条例第9号）

私たちは、科学技術の進歩と社会経済の発展により人類史上かつてない豊かな生活を享受している。

しかし、今日の豊かな生活は、環境への負荷が大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによって成り立っており、廃棄物の著しい増大や緑の減少などの地域問題とともに、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしている。

今や私たちは、人類の存続にかかわる重大な課題に直面している。物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や社会経済システムを転換し、環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会を築いていかなければならない。とりわけ武蔵野市に暮らす私たちは、日々必要とする資源・エネルギー、食糧、工業製品などの確保や、その廃棄又は処理を他の地域

や国々に依存していることを忘れてはならない。

私たちは、これまで受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

○ 武蔵野市公害防止に関する条例（昭和 46 年 3 月 20 日条例第 1 号）

近代文明の所産である公害は、いまや、自然及び人類を侵しつつあり、その及ぼすところは地域的国家的問題にとどまらず地球全体の問題になりつつある。

本市は、武蔵野の自然と良好な生活環境のもとでの健康で安全かつ快適な市民生活を指向して発展を続けてきたが、近年、公害等の発生によりしだいにその特徴を喪失しようとしている。

武蔵野市は、さきに、市議会において、市民の健康と福祉を守る責任感に徹し、率先して公害排除に努めることを宣言した。

ここに、われわれ武蔵野市民は、総力をあげて、武蔵野の自然を破壊し、健康で安全かつ快適な生活を妨げるすべての公害を防止する姿勢を明らかにするとともに、良好な生活環境を保全することを目的としてこの条例を制定する。

○ 武蔵野市環境浄化に関する条例（昭和 58 年 10 月 8 日条例第 29 号）

安全で快適な環境の確保は、市民の基本的権利であり、まちづくりの原則である。

この理念に基づき、武蔵野市は、かねてから数多くの公害の防止に力をつくし良好な環境の保全に努めてきた。

しかし、近年善良な風俗を阻害する風俗産業公害が著しく、健全な市民生活を脅かすとともに、次代を担う青少年の健全な成育にとって憂慮すべき状況を呈している。

武蔵野市は、市民自らが風俗産業公害を排除し、良好な環境の確保を図ってきたという輝かしい歴史を持つている。

この精神を踏まえ、武蔵野市は総力をあげて風俗産業公害を除去し、良好な環境の確保と青少年の健全な成育を図るため、あらゆる努力を積み重ねることを決意し、この条例を制定する。

○ 武蔵野市生活安全条例（平成 14 年 7 月 2 日条例第 26 号）

私たち武蔵野市民は、地域社会の安全が市民生活すべての基盤であることを自覚し、自らの手で安全なまちをつくるため、市、市民及び関係機関が協力してその責務を果たすことを決意し、この条例を制定する。

○ 武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例（平成 7 年 3 月 22 日条例第 12 号）

武蔵野市は、過去幾度か我が国を襲った災害に学び、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の英知と協力によって「災害につよいまち」づくりに不断の努力を重ねるとともに、他の市町村において大規模な災害が発生した場合は、そこに住む人々の惨禍を見過ごすことなく、市民とともに、できる限りの支援を行うことを決意し、この条例を制定する。

●武蔵野市長期計画条例（平成 23 年 12 月 13 日条例第 28 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

（長期計画）

第 2 条 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

3 長期計画は、10 年を 1 期として定め、当該計画期間の前期 5 年を実行計画とし、後期 5 年を展望計画とする。

4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

（実行計画の見直し）

第 3 条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

（市民等の参加）

第 4 条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

（議決）

第 5 条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

（市長の責務）

第 6 条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

（他の計画との関係）

第 7 条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

（委任）

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

●武蔵野市コミュニティ条例（平成13年12月3日条例第33号）〈抜粋〉

武蔵野市は、昭和46年、全国に先駆けてコミュニティ構想を策定し、市民によるコミュニティづくりを進めてきた。四半世紀を経た今日、核家族化、少子高齢化、情報通信技術の急速な発展、非営利団体の活動の活発化など、社会状況の大きな変化に対応して、コミュニティは、地域的区分を基礎単位としたものにとどまらず、多様なネットワークへと変容している。

21世紀を迎え、武蔵野市は、コミュニティ構想の理念を継承しつつ、多くの市民が参画する開かれたコミュニティづくりを進めるため、ここに武蔵野市コミュニティ条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、コミュニティづくりの基本理念及びその推進に必要な事項を定め、市民と行政の協働による快適で住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 コミュニティづくりは、市民が自己の責任において行動し、互いの立場を尊重しながら自発的に交流することを通して、開かれたネットワークをつくりあげていくことを基本理念として行うものとする。

（コミュニティの定義）

第3条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 地域コミュニティ 居住地域における日常生活の中での出会い、多様な地域活動への参加等を通して形成される人と人とのつながり

（2） 目的別コミュニティ 福祉、環境、教育、文化、スポーツ等に対する共通の関心に支えられた活動によって形成される人と人とのつながり

（3） 電子コミュニティ インターネットその他高度情報通信ネットワークを通して、時間的及び場所的に制約されることなく形成される人と人とのつながり

（市の役割）

第4条 市は、コミュニティづくりに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 前項の場合において、市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限尊重しなければならない。

（地域コミュニティづくりへの支援）

第5条 市は、地域コミュニティづくりについて、コミュニティセンターの維持管理、地域コミュニティづくりに関する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（目的別コミュニティづくりへの支援）

第6条 市は、目的別コミュニティづくりについて、個人、非営利団体、企業等が連携して取り組むことを支援し、公共施設の活用その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（電子コミュニティづくりへの支援）

第7条 市は、電子コミュニティづくりについて、公共施設における情報通信の基盤の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（コミュニティセンターの設置）

第8条 市は、市民によるコミュニティづくりの拠点として、コミュニティセンターを別表のとおり設置する。

2 市は、コミュニティセンターと他の公共施設との連携を図るため必要な措置を講ずるものとする。

●武蔵野市平和の日条例（平成 23 年 9 月 22 日条例第 23 号）

武蔵野市は、戦禍により犠牲になられた方々を悼み、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、市内に初空襲があった昭和 19 年 11 月 24 日を後世に伝えていくため、ここに武蔵野市平和の日を定め、市民とともに国際相互理解を推進し、恒久平和の実現を目指すことを誓う。

（平和の日）

第 1 条 武蔵野市平和の日（以下「平和の日」という。）は、11 月 24 日とする。

（平和の日事業）

第 2 条 武蔵野市は、平和の日を中心として、平和意識の高揚を図るための事業を実施する。

（委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。